

障がいがある子の家庭における 親亡き後の問題はどうか？

講 師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

事務所：春日井市鳥居松町5丁目31番地 三原ビル6B

電話番号：0568-56-8877

(目次)

○ はじめに

- 1 障がいのある子の親亡き後の問題とその対策のポイントは？
- 2 何も準備しなかった場合のリスクは？
- 3 親亡き後の問題への具体的な対策は（今すぐに準備しておきたいこと）？

○ まとめ

○はじめに

政府（内閣府）発表する「令和6年度 障害者白書」によると、身体障害者は436万人、知的障害者は109万人、精神障害者は614万人となっています。国民全体の9.2%の人が何らかの障害を持っていることとなります。

これを人口1千人当たりの人数で見ますと、身体障害者が34人、知的障害者が9人、精神障害者が49人となります。

施設や病院に入所・入院している割合は、知的障害者で12.1%、精神障害者で4.7%に過ぎませんので、大半は家族と一緒に生活しているか、あるいは（就労継続支援A型・B型で働きながら）グループホームに入所又は一人暮らしをしているものと想定されます。

ところで、障がいのある子の親の一番の不安は、福祉関係の問題を除きますと、

①「自分たちが亡くなった後、この子が生活やお金に困らずに生きていけるかどうか？」

②「今からどのような対策をすればよいか？」

といったことだと思います（要するに、お金に関してどうしていくかというこ

とだと思えます。)

相談者の中には、親としては障がいのある子が生涯にわたり困らないようにたくさんのお金を残してあげたいという気持ちが非常に強いようですが、むしろ、貯めたお金を管理・使用していく仕組み（子が自分で使用し、管理できるように訓練していくことを含みます。）をうまく整えておかないと、せっかく貯めたお金も障がいのある子にとっては全く使うことができないお金となってしまいます。

今日のセミナーでは、障がい者支援には直接携わっておりませんが、相続関係を専門にしている税理士・行政書士として、「親亡き後の対策」として、「財産管理（お金の問題）」という観点に絞って、何をどう準備すればよいかという点について、私なりの考えをお話するとともに、皆さんと一緒にこの問題を考えていきたいと思えます。

1 障がいのある子の親亡き後の問題と対策のポイントは？

障がいのある子の親亡き後の問題は、本人が財産管理を十分にできない点や判断能力が不十分であり自分で契約などをできない点を、どのようにカバーしていくかであると思えます。

金融機関の窓口では、相続が発生した際に知的障害又は精神障害のある子が相続人の中にいる場合、よく成年後見人を付けてくださいという助言がされますが、安易にこの助言に従って成年後見人を選任してしまうと、場合によっては取り返しのつかないことにもなりかねません。

その理由（成年後見人制度の問題点）としては、①家庭裁判所の選任によっ

て成年後見人を付けるとなると、家族が成年後見人に選任される可能性は低く（主に弁護士、司法書士、社会福祉士がなります。）、障がいのある子のために家族が自由に財産を使えない、②障がいのある子が死亡するまで成年後見人に対する報酬が毎月発生する（財産額にもよりますが最低でも月3万円～）、③遺産分割のために一旦成年後見人を選任したら遺産分割が成立してもやめることはできない、④親に相続が発生した場合の遺産分割では成年被後見人（障がいのある子）のために必ず法定相続分を確保する必要がある、といった問題点がよく指摘されています。

ところで、最近の新聞報道（令和7年6月11日（水）日経新聞）では、「成年後見終身制廃止へ」との記事が出ており、成年後見制度をより使いやすいようにするために、①終身制は廃止したり、②終了規定を新設したり、③設定期間を過ぎれば終わられる仕組みを提示する、といった内容を検討されていますが、現時点ではどのような制度設計になるかは全く不透明です。

仮に成年後見人を付けるしかないとしても、できればぎりぎりまで伸ばしておきたいところです。

2 何も準備しなかったときのリスクは？

障がいのある子がいても、子が未成年者（満18歳未満）である間は、親権者である両親が、親権に基づいて、その子に代わって契約するとか、あるいは、その子の財産を代わって管理することができます。

しかし、障がいのある子が成人（18歳以上になる）すると、親権は消滅しますので、障がいのある子は自分で契約をする、あるいは、自分で財産を管理

することになります。このため、知的障害又は精神障害のある子の場合には、仮に判断能力がないとされると、その子のために成年後見人をつけなければならなくなります。

相続関係の仕事をしていますと、よくある相談が、

①相続が発生したけれども、相続人の中に知的障害者がいて遺産分割協議ができないのでどうしたらよいかというご相談です。おおむね8歳から10歳くらいの判断能力があれば一応判断能力ありとされているようですが、最終的な判断能力の有無は医者が行うものですので、現実には法定後見人を選任するかどうかは非常に悩ましい問題です。

また、②親が生前に知的障害のある子のために多額の子名義で預貯金・投資信託を残していましたが、残念ながら法律上は子への贈与の有効要件を満たしておらず、相続税の申告書上は名義財産（遺産）としてすべて相続財産に計上するしかないという事例もあります。この事例では、亡くなった親は、毎年110万円以内の子名義の預金口座に送金をしておけば贈与税もかからない、相続時にも7年以内贈与加算の対象にもならない（相続税もかからない）という誤った理解をしていたことが原因でした。事前に税理士に相談して、生前贈与の手続についてしっかりと確認していれば、もっと多くの財産を残すことができたかもしれません（単に子名義の預金を残せばよいということではなく、合法的に子名義の預金を残す方法、お金の残し方も問題といえます。）。

さらに、③知的障がいのある子のいる家庭で、子の財産を管理している親（母）が高齢のため認知症にかかってしまい、亡父の遺産分割はどうしたらよいかというご相談（子である他の兄弟姉妹からのご相談）もあります。高齢の

認知症の親に判断能力がないとされてしまうと、親に後見人をつけないと遺産分割ができないばかりか、障がいのある子のために何もお金を使うことができなくなってしまいます。

これらの事例から分かることは、①障がいのある子のために誰かが代わって財産管理ができる仕組みを用意しておくこと、②財産を管理している親に万一のことがあったときのための手当を用意しておくことの2つの問題を考えておく必要があるということです。つまり子の側の手当と親の側の手当の2つを考えておく必要があるということです。

3 親亡き後の問題への具体的な対策は（今すぐに準備しておきたいこと）？

後から問題が起きないように、予めできるだけ準備しておきたいこと

(1)子が成人になる前に今すぐ準備しておきたいこと

子が未成年者である場合は、両親が親権者として子に代わって（共同親権での行使によって）契約や手続を行うことができます（民法第818条第3項）。

①「預金通帳」（子名義）の取得（できれば2、3か所）

※日々の生活費用と親などから渡すお金の振込用など、窓口で本人確認が必要になる前に取得したいところです。また、障がいのある子が、自分でお金を使う、管理する訓練をしておくことも必要です。

②「マイナンバーカード」の取得

※マイナンバーカードがあれば（暗証番号が分かっている）、窓口に行かなくてもコンビニで戸籍謄本、住民票、印鑑証明書が取得できます。

※マイナンバーカードには障害の記載がないので、子が嫌な思いをしなくて済みます。

③「印鑑登録（証明書）」（15歳以上18歳未満）

※市によっては、代理人によって印鑑登録ができるところもありますので、成人になった後でもできれば代理人によって印鑑登録は済ませておきたいものです。

④子のための「財産管理委任契約兼任意後見契約」の締結（たすき掛けで）

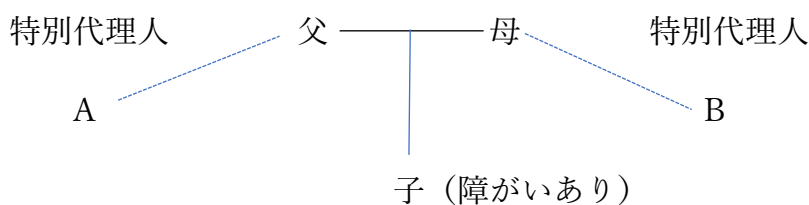
※両親がそれぞれ親権を行使して障がいのある子に代わって他方の親権者と契約を締結します。ただし、利益相反の問題（例えば、父が、父と子との間での任意後見契約を締結すると、自己の利益のために行動して、子の利益を害する可能性がある。）がありますので、一方の親（子に代わって親権を行使する親）には特別代理人（叔父、叔母になってもらいます。）を付けることが必要になり、これによって他方の親を任意後見人とすることができます。

これを「たすき掛け」で行えば、両方の親がそれぞれ障害のある子の任意後見人になれます。

例えば、「父」（任意後見人受任者）を障がいのある子の任意後見人にするために、「母」（子の側に立つ共同親権者・法定代理人）と「父の特別代理人 A」（叔父叔母など）との間で、父を子の任意後見人とする契約を締結します。同様に、母を障がいのある子の任意後見人にするために、「父」（子の側に立つ共同親権者・法定代理人）と「母の特別代理人 B」（叔父叔母など）との間で、母を子の任意後見人とする契約を締結しま

す。

これによって、両親がそれぞれ任意後見人になれますので、報酬は無料とすることができます。ただし、実際に判断能力がないと判断されるような状況になった場合には、家庭裁判所で任意後見監督人の選任が必要になりますので、その際はやはり報酬が発生します。それでも、何ら対策をしておらず、法定後見人を選任するしかないというケースよりはまだましかと思えます。



⑤「遺言書」の作成（親）

※作成上のポイントは、①遺言執行者をつける、②他の相続人の遺留分を確保することです。

「全財産を障がいのある子に相続させる」旨の遺言書を作っても、場合によっては、障がいのある子は事実上そのお金を自由に使いません。また、他の相続人から遺留分侵害額請求がされるリスクもあります。

(2)子が成人になった場合に準備しておきたいこと

親が高齢（親 80 歳・子 50 歳の問題）になると、親が認知症になるリスクや親亡き後の問題を解決するために、主として親の側で用意すべきことになります。下記のとおり方法としてはいろいろありますが、費用、手間などを考

慮して各家庭でふさわしい選択をしてください。

①「財産管理委任契約兼任意後見契約」

※親亡き後に備えて、信託できる人(兄弟姉妹など)との間で締結します。

親族が後見人に就任すれば報酬は無報酬とすることもできます。

②「信託契約」

※親が認知症になっても、信託内容に基づいて親の思いや願いを実現できます。

ただし、信託契約は設計が難しい(経験豊富な専門家でないと設計できません。)、初期費用が100万円前後かかる、毎年税務署への申告が必要であるなどの問題点もあります。

③「遺言書」

※遺言書があれば、障がいのある子に成年後見人が付くことなく相続手続ができます。ただし、他の相続人の相続分及び障がいのある子の相続分への配慮(遺留分は確保する)も必要です。

④「死後事務委任契約」、「尊厳死宣言」、「遺言寄附」

※親一人、障がいのある子一人の家族では、残された子が親の葬儀や延命治療について判断をできないという問題を避けるために、あらかじめ死後事務委任契約を締結したり、尊厳死宣言を残しておくことになります。

遺贈寄附は、不幸にも子が先に亡くなった場合に、子のために残した財産を社会で有効活用してもらうためにします。

⑤「障害者信託」

※障がいのある子のために、親が信託銀行にお金を信託し、信託銀行が障がいのある子に対して一生涯にわたって生活費や医療費などのために定期的にお金を渡していくものです。特別障害者では 6,000 万円、一般障害者では 3,000 万円まで贈与税が非課税となっています。手数料が当初 3%+毎年の管理料として信託財産残高の 1%の手数料がかかります。一度契約したら解約できません。お金を定期的に振り込むだけなので、自分で考えて使えない子には役立ちません。

⑥「生命保険信託」

※障がいのある子が死亡生命保険金を一括で受けとって管理できないので、生命保険信託を利用することによって、信託銀行が生命保険金の受取りと交付を行ってくれます。

以上の方法については、いずれも契約書の作成報酬や金融機関の手数料のこともありますので、一概にどれがよいとは判断できません。それぞれの家族状況に応じて複数の組合せを選択して準備しておくことになるでしょう。

○まとめ

障がいのある子の親亡き後の問題については、その子のために大金を残してあげることよりも、むしろその子のためにお金をうまく使える仕組みをあらかじめ用意しておくという対策をした方が有効といえます。

ただし、親亡き後の問題は、最後は信頼できる人にお金を託すしかありませんので、信頼できる人は誰なのか、兄弟姉妹か親戚か、それとも施設の人か、専門

家なのかなど、非常に難しい判断を求められます。

仮に、兄弟姉妹がいるときは、最後（親亡き後）は兄弟姉妹に対して障外のある子を託す話をするのか、それともその子も人生があるので話をしないのか、兄弟姉妹の心情面にも配慮すべき難しい問題です。

障がいのある子が一人っ子である場合は、両親がともに亡くなれば、その後は誰に託すかが大きな問題となります。早めに決めておかないと、万一のときには法定後見人を選任するしかなくなります。

この託す人を誰にするかという難しい問題を別にしますと、障がいのある子の親なき後の対策としては、個人的には、親が元気なうちに（できれば子が未成年のうちに）、財産管理委任契約兼任意後見契約と遺言書（できれば公正証書で）をセットで締結しておくことであると考えます。

【参考文献】

- ・「障害のある子が安心して暮らすために」 渡部伸著（合同出版）
- ・「Q&A と事例で分かる障害のある子・引きこもりの子の将来のお金と生活」
親亡きあと相談室主宰 渡部伸著（自由国民社）
- ・「障害のある子が「親なき後」も幸せに暮らせる本」 鹿内幸四郎著（大和出版）
※ダウン症の子を持つ親の書いた本
- ・「障害のある子の「親なきあと」対策」 藤原由親著（日本法令）
※障害のある子を持つ親（税理士）が書いた本
- ・「障がいのある子が「親なき後」に困らないために今できること」 鹿野佐代

子著（PHP）

・「障がいのある子とその親のために「親亡きあと対策」」鹿野佐代子著（SE）

・「きょうだいの進路・結婚・親亡きあと」藤木和子著（中央法規）

※弁護士、障害のある弟と育ったきょうだい

本日はご清聴ありがとうございます。